

施工体制台帳の作成及び提出について

今般、建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）が改正され、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることになりました。

また、建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 85 号）により、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）が改正され、施工体制台帳の記載事項として外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況が追加されることとなりました。

これらの改正は、いずれも平成 27 年 4 月 1 日より施行されます。

つきましては、別紙施工体制台帳作成例を参考にいただき、来年度以降発注工事については、適切な対応をお願いします。

なお、本通知に伴い「下請負人決定通知書」の提出は求めないこととします。

記

1 適用日

平成 27 年 4 月 1 日以降の契約分から適用する。

施工体制台帳作成例リンク（国土交通省）

<http://www.mlit.go.jp/common/001067068.xls>